

DV を考え直す：被害者としてのフィリピン人男性 アリサ・フニオ（フィリピン）

2002年の世界保健機関（WHO）の報告書によると、親しいパートナー間の暴力は、「全ての国、全ての文化、そして社会の全ての階層で、例外なく」発生しています。この報告書では、女性が男性のパートナーに対して暴力をふるうことや、同性のパートナー間で暴力が発生することもあるものの、「圧倒的な負担は男性の手により女性が負って」いるとのこと。確かにこれは事実ですが、女性は常に犠牲者である、との考えから、男性被害者の問題に関心が寄せられず、問題が露見しないケースが多いのです。

フィリピンでは、父権社会の考え方により、社会における標準的なジェンダーの役割が固定されており、このため、親しいパートナーから暴力を受ける男性被害者の存在が、非常に見えにくくなっています。よって、親しいパートナー間の暴力で、男性が被害者となり、女性が加害者となることなど、ありえないとされています。さらに、病院、警察、自治体といった社会機関も、ドメスティックバイオレンスにおいては、女性や子どもの被害者に対する保護を重視する傾向にあります。このため、配偶者間の虐待で男性が被害者になる可能性に関心が寄せられないのです。

暴力を受けている男性被害者の存在が見えにくいために、ドメスティックバイオレンスに関する国のデータや統計レポートでは、その存在は、ほとんど把握されていません。男性が暴力の被害者となったレポートや統計が無いにも関わらず、フィリピンの地方テレビ局のニュース報道やドキュメンタリーでは、妻から何度もぶたれてボロボロになったフィリピンの男性が特集されています。

さらに、ドメスティックバイオレンスに関する政策や法律では、女性と子どものみが被害者になる可能性のある存在とされており、男性は虐待の加害者とされているのです。ドメスティックバイオレンスに関するフィリピンの法律である、共和国法（RA）9262号、すなわち、女性およびその子どもに対する反暴力法は、女性と子どもの犠牲者のために、安全、エンパワメント、そしてあらゆる形の暴力からの保護を促進する内容になっています。この法律が虐待の被害者として認めているのは、女性と子どもだけです。男性は虐待の被害者ではなく、加害者であるという認識なのです。

RA 9262号が制定される前から、フィリピンには既に、ドメスティックバイオレンスも



ロム・ファクトレリンの作品

(<https://www.facebook.com/101971496506785/photos/pb.101971496506785.-2207520000.1411831294./542058795831384/?type=1&theater>)

しくは親しいパートナー間の暴力が該当すると思われる関連法がありました。これらの法律とは、a) 1930 年改正刑法、b) 1988 年家族法、c) 共和国法 8369 号（1977 年家庭裁判所法）および共和国法 8353 号（1988 年反レイプ法）です。

1930 年改正刑法および 1988 年家族法の身体的傷害の条項は、どちらも、性的に中立な立場をとっています。つまり、被害者や加害者の性別を明記していません。しかしながら、被害者の支援策については、RA 9262 号ほど包括的ではありません。改正刑法の身体的傷害の区分では、身体的暴力に起因する犯罪に対する処罰を定めただけであり、保護命令の取得に使用できず、一方、家族法は、親権および婚姻に伴う財産問題についてのみ定めた内容になっています。

1977 年家庭裁判所法には、ドメスティックバイオレンスを対象とした条項があります。第 5 条では、ドメスティックバイオレンスは家庭裁判所の管轄下にある問題とされ、また、RA 9262 号を支持し、本法律のこの条項に該当するとされる被害者は、具体的には、女性と子どもとされているのです。

フィリピンのほとんどの法律や報告書から判断すると、ドメスティックバイオレンスは、明らかに、女性や子どもの被害者を対象としています。一部の法律については、何度もぶたれてボロボロになった男性に対する裁量の範囲はあるもの、フィリピンのドメスティックバイオレンスの主要な法律では、女性と子どもだけを保護の必要な存在とみなしているようです。フィリピンの政策枠組みの中に、男性も組み入れる時がきているのではないのでしょうか？暴力は男女を区別せず、被害者を選ばないということを、忘れてはいけません。暴力について考え直す時がきています。